

九州防衛局達第 8 号

改正 令和 2 年 5 月 1 4 日九州防衛局達第 8 号

改正 令和 4 年 4 月 1 3 日九州防衛局達第 1 号

防衛省所管旅費取扱規則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 9 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、九州防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を発する権限の再委任に関する達を次のように定める。

令和元年 7 月 1 日

九州防衛局長 廣瀬 律子

九州防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を発する権限の再委任に関する達

九州防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を発する者は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事由が生じた場合を除く。

- （１） 旅行命令権者である者が欠けた場合
 - （２） 旅行命令権者である者が、出張、休暇、欠勤等により、当該旅行命令権者としての職務を行うことができないと認められる場合
 - （３） 旅行命令権者である者が、休職又は停職を命ぜられた場合
- 附 則

- １． この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- ２． 平成 1 9 年 9 月 1 日九州防衛局達第 5 号は廃止する。
- ３． この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 3 日九州防衛局達第 1 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

旅行命令権者	旅行命令を受ける者
局長	局の職員で、旅行命令を受ける者として次の各欄に掲げる職員以外の者
総務部長	総務部の職員（部長、課長及び報道官を除く。）
企画部長	企画部の職員（部長、次長、課長及び室長を除く。）
調達部長	調達部の職員（部長、次長、課長及び総括建設監督官を除く。）
管理部長	管理部の職員（部長、次長、課長及び室長を除く。）
支局長	支局の職員
事務所長	事務所の職員